

發生場所	烟米問屋 浅澤義一商店 外三十五軒 深川鹿佐原町 一箇	労働者数		要求事項	米穀取扱大 ヨリ問屋対 シ債金三割 値上要求	発生 月日	十日二十日	解決 月日	十日二十日	結果	親方等ヨリ問屋 側ヲ要テ答レ セバ場合ハ各々 於テ何等カノ方 法ヲ以テ増収ヲ計 ルベシトノ勸告ニ 依リ一有ニ就業 スルコトハナシモ 未ダ解決スルニ至 ラス(罷業一日)	備考	半穀取扱ト大 等ハ親方ト稱ス ル若クハ烟米 業者ニ使用セラ レ廻米問屋トハ 直接雇傭關係 ナシ
日本車輛製造 株式會社 東京支店 府下南葛飾郡 隅田村一五六〇			四 四 四 四		初ノ一部ノ職 ニヨリ債金四 割ノ値上ヲ要 スルベシニ據テ シテ一有ニ就業 スルコトハ一應 ニ割値上外 五割三三ノ要 ス					会社側ノ懇請 ニヨリ要求ヲ撤 回シテ解決 ナシ	罷業 本工場職ニハ 今日午後ナリ		

東京ライオン 株式會社 深川鹿佐原町 二一〇			三 三 三 三		物價騰貴ニ基 ク生活困難ヲ 理由トシテ延 債五割増ト 仕込金十割 増額及延滞ノ 協定ヲ求メ 方要求					延債一割五分 増額及延滞協 定トシテ五分ヲ 支給スルコトニ 解決	持込料トハ輸 指定地ニ回漕シ タル液積込積卸 ニ普通四日間ノ 持込ヲ要シ其 ノ間ニ於ケル給 金ニトシテ候 來推貸銀ニ納 一割ニ付三割宛 支給シラレモ據 ニハ其ノ支給ヲ リシモノナリ 罷業	本協議ハ同場 輪船部ノニニ 設ケラレモナ リ
博文館印刷 小石川長久隆町 一〇八番地			三 三 三 三		債銀五割増 ノ事ニ依テ檢 察ノコト但シ 職長ノ下止得 場合ハ三十分 間割増ニシテ 日曜日ハ休業 ノコト但シ不 得場合ハ十分 間割増ニシテ					徹夜ノ場合ハ 翌日九時間 割増ヲシテ今 後ニ四時間割 増ヲナスコトニ 他ハ拒絶ニテ 解決	不至罷業	